

下水道使用料改定（案）概要

下水道事業は供用開始から 35 年が経過し、施設の老朽化に伴う更新、修繕費用の増加が見込まれています。

その一方で、社会情勢の変化により使用水量の小口化など、使用料収入はさらに厳しい状況となることが予想されます。

今後も経営努力を進めてまいりますが、安定的な事業運営のため、下水道使用料体系の改定を検討しています。

Q 1. どのように変わりますか？

A 1. 基本使用料に含まれる汚水量区分を廃止し、従量使用料単価を見直します。

対象事業は公共下水道、農業集落排水、小規模集合排水です。

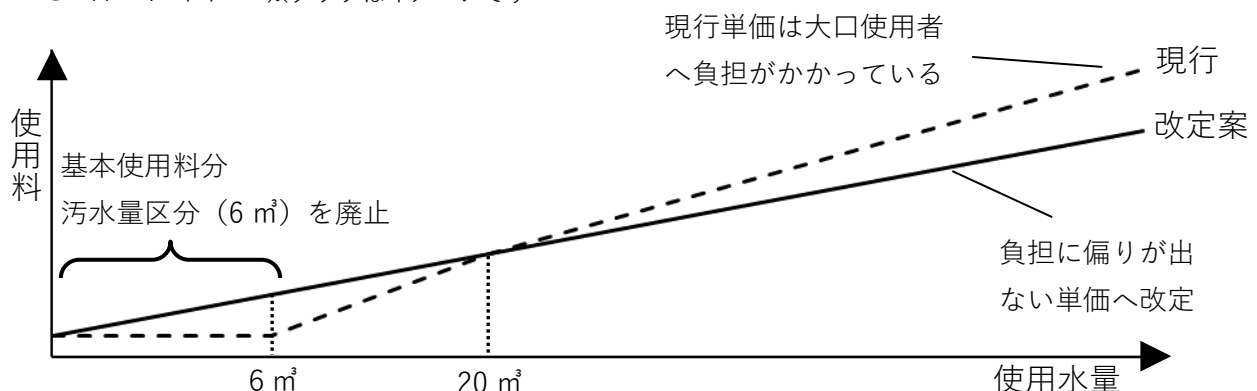
管理型浄化槽は除きます。

◎ 単 価 表

【現行】 (税込)			【改定案】 (税込)		
区 分	汚 水 量	金 額	区 分	汚 水 量	金 額
基本使用料	0～ 6 m ³	1,089.0 円	基本使用料	—	1,100.0 円
従量使用料	7～ 20 m ³	181.5 円	従量使用料	1～ 10 m ³	99.0 円
	21～ 30 m ³	185.9 円		11～ 20 m ³	154.0 円
	31～ 40 m ³	193.6 円		21～ 30 m ³	165.0 円
	41～ 50 m ³	202.4 円		31～ 50 m ³	176.0 円
	51～ 100 m ³	221.1 円		51～ 100 m ³	187.0 円
	101～ 500 m ³	237.6 円		101～ 500 m ³	198.0 円
	501～1000 m ³	254.1 円		501～1000 m ³	209.0 円
	1001 m ³ ～	267.3 円		1001 m ³ ～	220.0 円

※水量ごとの金額は裏面をご参照ください。

◎ 体 系 図 ※グラフはイメージです



Q 2. どのくらい変わりますか？

A 2. 水量ごとに比べてみました。

(税込 単位: m³、円)

水量	現行	改定案	差額
0	1,089	1,100	11
1	1,089	1,199	110
2	1,089	1,298	209
3	1,089	1,397	308
4	1,089	1,496	407
5	1,089	1,595	506
6	1,089	1,694	605
7	1,270	1,793	523
8	1,452	1,892	440
9	1,633	1,991	358
10	1,815	2,090	275
11	1,996	2,244	248
12	2,178	2,398	220
13	2,359	2,552	193
14	2,541	2,706	165
15	2,722	2,860	138
16	2,904	3,014	110

水量	現行	改定案	差額
17	3,085	3,168	83
18	3,267	3,322	55
19	3,448	3,476	28
20	3,630	3,630	0
21	3,815	3,795	△ 20
22	4,001	3,960	△ 41
23	4,187	4,125	△ 62
24	4,373	4,290	△ 83
25	4,559	4,455	△ 104
26	4,745	4,620	△ 125
27	4,931	4,785	△ 146
28	5,117	4,950	△ 167
29	5,303	5,115	△ 188
30	5,489	5,280	△ 209
31	5,682	5,456	△ 226
32	5,876	5,632	△ 244
33	6,069	5,808	△ 261

水量	現行	改定案	差額
34	6,263	5,984	△ 279
35	6,457	6,160	△ 297
36	6,650	6,336	△ 314
37	6,844	6,512	△ 332
38	7,037	6,688	△ 349
39	7,231	6,864	△ 367
40	7,425	7,040	△ 385
41	7,627	7,216	△ 411
42	7,829	7,392	△ 437
43	8,032	7,568	△ 464
44	8,234	7,744	△ 490
45	8,437	7,920	△ 517
46	8,639	8,096	△ 543
47	8,841	8,272	△ 569
48	9,044	8,448	△ 596
49	9,246	8,624	△ 622
50	9,449	8,800	△ 649

Q 3. いつから変わりますか？

A 3. 令和4年4月1日改定とし、令和4年6月請求分からを予定しています。

ただし、4月1日以降の使用開始の場合や検針によらない場合は5月請求分からとなります。